

浜松市定期予防接種の市町間相互乗入れ業務実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、静岡県内における定期予防接種の市町間相互乗入れ業務を実施するために必要な事項を定めることにより、もって予防接種体制を確保し、被接種者への便宜及び接種率の向上を図ることを目的とする。

(実施方法)

第2条 市長は、この要綱による予防接種を一般社団法人静岡県医師会に委託して実施する。

(住所要件)

第3条 静岡県内における定期予防接種の市町間相互乗入れ業務を利用しようとする者は浜松市に住民登録を有する者でなければならない。

(居住の理由)

第4条 静岡県内における定期予防接種の市町間相互乗入れ業務を利用しようとする者は、次の各号の要件のうち、いずれかに該当しなければならない。

- (1) 他市町にかかりつけ医がいる場合
- (2) 母親が出産等で、接種対象となる子どもを連れて、他市町に長期にわたり里帰りする場合
- (3) 両親が離婚調停中等の理由で他市町に事実上居住している場合
- (4) 他市町の施設に入所している場合
- (5) その他浜松市長がやむを得ない特別の理由があると認める場合

(法令遵守)

第5条 静岡県内における定期予防接種の市町間相互乗入れ業務を利用しようとする者は、予防接種法、予防接種法施行令、予防接種施行規則、予防接種実施規則に基づいて接種しなければならない。

(予防接種の種類)

第6条 対象となる疾病は予防接種法に定めるA類疾病とB類疾病とする。

(委託料の額)

第7条 予防接種の委託料の額は市内で行われる予防接種の委託単価を基準として別に定める。

(申請方法)

第8条 静岡県内における定期予防接種の市町間相互乗入れ業務を利用しようとする者（被接種者が未成年の場合はその保護者）は、接種の前に住民登録地の区の健康づくり課に、予め申請をしなければならない。

2 前項の申請は、口頭又は書面によるものとする。

(接種時期)

第9条 接種時期は、年間（通年）とし、医師又は医療機関の定める日時とする。
ただし、インフルエンザについては、市の定める接種時期とする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。